

別添 5 資産分類要領（信用事業を行う組合等及び共済事業を行う協同組合連合会以外の組合等を対象）

（制 定：平成 9 年 10 月 1 日）

（最終改正：令和 3 年 10 月 19 日）

第 1 資産査定の目的等

1 資産査定の目的

資産査定とは、組合等の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、組合等の経営の健全性の確保の観点から、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定することを目的とする。

2 用語の定義

（1）債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することを「債務者区分」という。

（2）資産査定において、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類に区分することを「分類」といい、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類とした資産を「分類資産」という。

また、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産（Ⅰ分類資産）を「非分類資産」という。

3 資産査定における分類区分

資産査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 段階に判定する。

（1）Ⅰ分類は、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。

（2）Ⅱ分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権及び何らかの理由により組合等が保有する資産として好ましくないと判定される等の資産」である。

なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。

- (3) Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。

ただし、Ⅲ分類については、組合等にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している組合等自らのルールと判断により損失額を見積もることが適当とされるものである。

- (4) Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。

なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

第2 貸付金の分類方法

1 基本的考え方

貸付金の査定に当たっては、その回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて原則として以下の考え方により分類を行うものとする。

①債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断することにより債務者区分を行い、②次に資金使途等の内容を個別に検討し、③さらに担保や保証等の状況を勘案の上、分類を行うものとする。

ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する貸付金については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。

2 担保及び保証等による調整

- (1) 担保及び保証等により保全措置が講じられているものについては、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等によるものについては原則としてⅡ分類とし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証によるものについては原則としてⅢ分類とする。

① 優良担保

貯金等（貯金、預金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある共済・保険をいう。以下同じ。）、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等をいう。

(注) 「貯金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなさない。

② 優良保証等

ア 公的信用保証機関（例：信用保証協会、独立行政法人農林漁業信用基金、農・漁業信用基金協会）、金融機関等（保険会社を含む。以下同じ。）及び複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。

ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び当該組合等が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなさない。

イ 一般事業会社の保証については、原則として金融商品取引所上場の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。

ウ 独立行政法人住宅金融支援機構の「住宅融資保険」などの公的保険のほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険等をいう。

③ 一般担保

優良担保以外の担保で客観的な処分可能性のあるものをいう。

例えば、不動産担保、工場財団担保、農業動産担保、漁業権（定置漁業権及び区画漁業権に限る。）等がこれに該当する。

なお、動産担保は、確実な換価のために、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保されているもの、また、債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保されているものがこれに該当する。

(注) 保安林、道路、沼などは抵当権設定があっても、原則として一般担保と見ることができない。

④ 一般保証

優良保証等以外の保証をいう。

例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社（上記②のイを除く。）及び個人の保証をいう。

なお、保証会社の保証能力の有無等については、当該保証会社の財務内容、債務保証の特性、自己査定、償却・引当、保証料率等の適切性等を踏まえた十分な実態把握に基づいて判断するものとする。

また、東日本大震災の影響のため、現に保証を行っている者が被保証人との連絡が一時的に取れないこと等により、現に保証を行っている者の保証能力について、把握することが一時的に困難である場合には、それまでに把握している当該者の情報を用いても差し支えない。

(2) 担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。

ただし、東日本大震災の影響のため、担保物の実査を行うことができない等により、担保評価及びその処分可能見込額の算出が一時的に困難であり、その他の簡便な方法によっても合理的に見積もることが困難である場合には、それまでに把握している担保評価及びその処分可能見込額を用いても差し支えない。

① 担保評価額

客観的・合理的な評価方法で算出した評価額（時価）をいう。

担保評価においては、現況に基づく評価が原則であり、現地を実地に確認するとともに権利関係の態様、法令上の制限を調査の上適切に行う必要があり、また、土壌汚染、アスベストなどの環境条件等にも留意するものとする。

なお、賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価によるものとする。

② 処分可能見込額

上記①で算出した評価額（時価）を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、

評価額と処分可能見込額が等しくなる。

3 分類対象外貸付金

分類の対象としない貸付金としては、例えば次の貸付金が挙げられる。

- (1) 特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる貸付金及び正常な運転資金と認められる貸付金

(注1) 特定の返済財源とは、近く入金が確実な増資・社債発行代り金、不動産売却代金、あるいは、返済に充当されることが確実な他金融機関からの借入金等で、それぞれ増資、社債発行目論見書、売買契約書、その他の関係資料により入金の確実性を確認できるものをいう。

なお、「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、概ね1か月以内に貸出金が回収されることが関係書類で確認できる場合をいう。

ただし、東日本大震災の影響のため、債務者が一時的に業務を正常に運営できない等による一過性の延滞が生じている場合であって、概ね3か月以内に貸出金が回収されることが関係書類で確認できる場合は、「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合としても差し支えない。

(注2)「正常な運転資金」とは、正常な業務を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金である。

- (2) 貯金等及び国債等の信用度の高い有価証券等の優良担保が付されている場合、その処分可能見込額に見合う貸付金
- (3) 優良保証付貸付金及び保険金の支払いが確実と認められる保険付貸付金
- (4) 政府出資法人（政府出資法人が出資する法人を含む。）に対する貸付金
なお、政府出資法人が出資する法人に対する貸付金は原則非分類とするが、当該法人について元本あるいは利息が延滞している等の事実が生じている場合は、実態判断の上、分類する。
- (5) 出資者を除名し、出資金の払戻額により貸付金の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う貸付金
- (6) 特定の海外債権に対する引当勘定繰入額に見合う貸付金

4 貸付金の分類基準

債務者の状況等により次のように区分し、分類を行うものとする。

なお、債務者の区分・分類については、東日本大震災の影響のため、債務者との連絡が一時的に取れないこと等により当該債務者の実態把握が一時的に困難である場合には、それまでに把握している情報を用いても差し支えない。

(1) 正常先

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。これら正常先に対する貸付金は原則して非分類とする。

(2) 要注意先

① 要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。

ただし、次の債務者については、債務者区分を正常先と判断しても差し支えないものとする。

なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。

a 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者

当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。

b 赤字企業の場合で次の事項に該当する債務者

(a) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。

(b) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。

(c) 東日本大震災の影響による固定資産の滅失・毀損や生産活動の停滞等により赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題ないと認められる債務者。

② 要注意先に対する貸付金については、次の a から d に該当する貸付金で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全措置が講じられていない部分を原則としてⅡ分類とする。

a 赤字・繰上償還等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等

(注) 繰上償還や不良資産等を有する債務者に対する貸付金については、仮に他の名目で貸付されていても、実質的にこれら繰上償還等の補填資金に充当されていると認められる場合は、原則として当該貸付金を分類することとする。また、その分類額の算出に当たって、どの貸付金がこれら繰上償還等の補填資金に該当するか明確でないときは、例外的な取扱いとして債務者の繰上償還や不良資産等の額と融資金融機関等中の当該組合等の融資シェアを勘案して、これら繰上償還等の補填に見合う貸付金額を算出することができる。

b 金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸付条件の大幅な軽減を行っている貸付金、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸付条件に問題のある貸付金

c 元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある貸付金及び今後問題を生ずる可能性が高いと認められる貸付金

d 債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る危険性があると認められる貸付金

(3) 破綻懸念先

① 破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。

具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあるなど事業好転の見通しがほとんどない状況で、当該組合等としても消極ないし撤退方針としており、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先をいう。

ただし、金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下のすべての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。

なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。

- a 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。

ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

なお、東日本大震災の影響により突発的に経営改善計画等の計画期間が延長される場合は、当該影響を勘案し、計画期間について5年を超える合理的期間に延長して差し支えない。

- b 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。
- c すべての取引金融機関等（系統金融機関を含む。）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。
- d 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。

なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留

意する。

- ② 破綻懸念先に対する貸付金については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等より保全されている貸付金以外の全ての貸付金を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分をⅡ分類とし、これ以外の部分をⅢ分類とする（なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。）。

（４）実質破綻先

- ① 実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。

具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。

なお、「実質的に長期間延滞している」とは、原則として実質的に6か月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。

ただし、6か月上延滞している債務者であっても、当該延滞が東日本大震災の影響のため、債務者が一時的に業務を正常に運営できない等による一過性の延滞と認められる場合には、「実質的に長期間延滞している」ものに該当しないこととしても差し支えない。

- ② 実質破綻先に対する貸付金については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている貸付金以外の全ての貸付金を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額及び保証による回収の見込みが不確実な部分をⅢ分類、これ以外の回収の見込みが無い部分をⅣ分類とする（なお、一般担

保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。）。。

（５）破綻先

- ① 破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者を行い、例えば、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ② 破綻先に対する貸付金は、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている貸付金以外の全ての貸付金を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分並びに清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額及び保証による回収の見込みが不確実な部分をⅢ分類、これ以外の回収の見込みがない部分をⅣ分類とする（なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。）。。

第３ 有価証券の分類方法

１ 基本的な考え方

有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券）に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。また、市場価格のない株式等の安全性の判断は、原則として、貸付金と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。

- ２ 時価評価の対象となっている有価証券（売買目的有価証券及び時価が把握できるその他有価証券）は、帳簿価額を非分類とする。

- ３ 時価評価の対象となっていない有価証券（満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及び市場価格のない株式）

（１）債券

債券については、原則として、以下の①～③の区分に応じて分類を行う。

① 非分類債券

次の債券については、原則として帳簿価額を非分類とする。

- a 国債、地方債
- b 政府保証債（公社、公団、公庫債等）
- c 特殊債（政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券）
- d 金融債
- e 格付機関による直近の格付符号が「B B B（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行する債券

② 満期保有目的の債券（上記①に該当する債券を除く。）

- a 時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。
- b 時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし、帳簿価額と時価の差額を、原則として、Ⅱ分類とする。

（２）株式

株式については、原則として、以下の①～③の区分に応じて分類を行う。

① 非分類株式

次の株式については、原則として帳簿価額を非分類とする。

- a 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く。）の発行する株式
- b 格付機関による直近の格付符号が「B B B（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式

② 子会社・関連会社株式（上記①に該当する株式を除く。）

- a 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。
- b 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、Ⅱ分類とする。

ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額

と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができる。

③ その他有価証券の株式（上記①に該当する株式を除く。）

- a 実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。
- b 実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅡ分類とする。

ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができる。

（３）外国証券

外国証券については、原則として、以下の①、②の区分に応じて分類を行うものとする。

① 非分類外国証券

次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。

- a 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券
- b 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券
- c 格付機関の格付符号が「ＢＢＢ（トリプルＢ）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式

② 上記①以外の外国証券

原則として、上記(1)債券②、③及び(2)株式②、③の分類方法に準じて分類を行うものとする。

(4) その他の有価証券

その他の有価証券は、上記 1、2、3 及び下記 4 に準じて分類する。

ただし、貸付信託の受益証券及び証券投資信託等のうち預金と同様の性格を有するものは、非分類とする。

4 減損処理

(1) 時価のあるもの

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価又は償却原価との差額をⅣ分類とする。

(2) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等について、当該株式等の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落したときは、当該実質価額とその取得原価との差額をⅣ分類とする。

ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をⅣ分類としないことができる。

5 貸付有価証券

貸付金の分類方法に準じて分類するものとする。

第 4 経済事業資産の分類方法

経済事業債権（経済事業未収金、受取手形及び受託販売債権（経済事業雑資産債権））及び棚卸資産は、以下のとおり分類するものとする。

1 基本的な考え方

(1) 経済事業債権の査定に当たっては、その回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、原則として貸付金と同様の考え方にに基づき分類を行うものとする。

(2) 棚卸資産の査定に当たっては、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。

2 経済事業債権

(1) 経済事業未収金

経済事業未収金は、貸付金の分類方法に準じて分類するものとする。

なお、決済期限を超過しているもの、決済期限が未到来であっても経営不振等により債務者の信用状態が著しく悪化しているものは、原則としてⅡ分類とし、全額の回収は困難と見込まれるが額の確定が不可能なものはⅢ分類とする。手形交換所の取引停止等により回収見込みのないものはⅣ分類とする。

(注) 医療事業における自費未収金についても同様に扱うものとする。

(2) 受取手形

① 受取手形は貸付金の分類方法に準じて分類するものとする。

② なお、融通手形、実質固定化しているもの（書替継続しているものを含む。）等で危険の認められるものは、原則としてⅡ分類とする。

(3) 受託販売債権（経済事業雑資産債権）

受託販売債権（経済事業雑資産債権）は経済事業未収金に準じて分類する。

3 棚卸資産

(1) 棚卸資産は、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行うものとする。

(2) なお、棚卸資産は、計上後1年以上経過したもの（在庫の必要性のあるものを除く。）は、原則としてⅡ分類とし、期限切れのもの、品質低下等で減額すべきもの、販売処分できないものはⅣ分類とする。

4 契約資産

契約資産は、貸付金の分類方法に準じて分類するものとする。

(注) 収益認識に関する会計基準を適用している場合に限る。

第5 その他の資産（貸付金、有価証券及び経済事業資産以外）の分類方法

貸付金、有価証券及び経済事業資産以外の資産は、以下のとおり分類するものとする。

なお、以下において規定していないものについては、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。

1 仮払金

貸付金と関連のある仮払金は、原則として当該貸付金の分類方法に準じて分類するものとする。

2 未収収益

資産計上未収収益については、原則として貸付金の分類方法に準じて分類するものとする。

3 未収金

未収金については、原則として貸付金の分類方法に準じて分類するものとする。

4 固定資産

業務用固定資産及び業務外資産のうち、一定期間にわたり利用実態がないいわゆる不稼働固定資産又は保有することが好ましくない固定資産については、原則として帳簿価額をⅡ分類とする。

ただし、当該固定資産の処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回っている場合は、処分可能見込額をⅡ分類とし、処分可能見込額と帳簿価額の差額を価値の毀損の危険性の度合いに応じて、Ⅲ分類又はⅣ分類とする。

(注) 稼働、不稼働にかかわらず、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをⅣ分類とする。

5 外部出資

外部出資は、上記第2の「貸付金の分類方法」に準じて分類するものとする。

ただし、株式については、上記第3の3の(2)及び第3の4「減損処理」により分類するものとする。

また、価値の毀損の危険性がない場合であっても、組合等の事業との関連

性の薄いもの及び出資目的が達成されたと認められるものは、原則としてⅡ分類とする。

なお、株式以外の外部出資について、農業協同組合法施行規則第 185 条第 6 項又は水産業協同組合法施行規則第 188 条第 6 項の適用を受ける組合においては、外部出資先の財政状態の悪化により期末の出資金の実質価額が取得時の実質価額に比べて 50%以上低下している場合は、当該差額をⅣ分類とする。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をⅣ分類としないことができる。